

意見書案第3号

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書について
医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日提出

提出者 佐野市議会議員 菅 原 達

賛成者 佐野市議会議員 横 井 帝 之

〃 金 子 保 利

〃 小 暮 博 志

〃 川 嶋 嘉 一

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書

障害者総合支援法では、3障害の制度格差を解消し、共通の制度の下で一元的にサービスを提供することを目指しているにもかかわらず、本県の医療費の助成制度については、精神障がい者が認められていません。

栃木県内の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障がいの程度が1～2級の方、②知的障がいの程度が知能指数35以下の方、③知的障がいの程度が知能指数50以下で身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方となっているのが現状です。

精神障がい者は、精神科への定期的な通院と服薬の継続が必要であり、障害者総合支援法に定められた自立支援医療（精神通院）において、一定の医療費負担の軽減が図られているものの、入院の場合には認められておらず、また、長期間に渡る服薬や加齢により、精神科以外の診療科に受診することもあります。特に、重度の精神障がい者にとっては、調子の不安定さにより入退院を繰り返しやすいことから、経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、栃木県において、身体障がい者や知的障がい者に認められている重度心身障がい者医療費助成制度に重度の精神障がい者を対象とするために必要な措置を早急に講ずるよう、要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月21日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県議会議長 五十嵐 清様

佐野市議会